

# 意見書

無線従事者規則の一部を改正する省令案について、電波法第99条の12第1項の規定により、意見の聴取を行った（平成21年1月16日）結果、下記のとおり意見を決定する。

平成21年2月4日

主任審理官 森下 浩行

## 記

### 第1 意見

無線従事者規則の一部を改正する省令案は、適当である。

### 第2 事実及び争点

#### 1 改正案の内容

##### (1) 無線従事者規則の一部を改正する省令案

##### ア 改正の内容

- 一 無線従事者の養成課程の認定基準について、営利を目的とする者であっても認定を可能とするとともに、講師の配置人員の要件を明確にすること。（第21条第1項関係）
- 二 養成課程の認定の申請について、記載事項の見直しを行うこと。（第22条第1項及び第2項並びに第25条関係）
- 三 同一の者が実施する二以上の養成課程について、申請の手続の簡略化を可能とすること。（第22条の2関係）
- 四 養成課程の申請者が電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられた者等であるときは、認定しないことができることとするとともに、認定施設者がこれらの者に該当するに至った場合は認定の取消しができることとすること。（第23条第2項及び第28条第2項関係）
- 五 その他規定の整備をすること。

##### イ 施行期日等

- 一 平成21年4月1日から施行すること。
- 二 この省令の施行の際現にされている養成課程の認定の申請については、なお従前の例によることとすること。

#### 2 総務省の陳述の概要

（1の改正案の内容の説明として、以下の陳述があった。）

本件は、これまで営利を目的とする者の参入を認めていなかった無線従事者の養成課程の認定基準について、多種多様な営利企業の参入や受講機会の拡大に資するよう、営利を目的とした者による実施を認めることとするため、関係規定の整備を行うものである。

また、手続の合理化を図るため、養成課程の認定申請について、一ごとに行っていた養成課程の認定を、いわゆる包括的な申請を可能とする改正を行うものである。

営利を目的とした機関に対しても養成課程の実施を認めることに伴い、国家試験の代替手段である養成課程の実施に際しては、その公正さを引き続き維持していく必要があることから、実施者と管理責任者との関係又は試験問題の作成方法・管理方法、外部委託の方法等養成課程の公正さを確保する改正を行うものである。

### 3 利害関係者の陳述等

本件改正案に関し、下表のとおり、利害関係を有する2者が準備書面を提出し、意見の聴取の期日に出席して陳述した。

本件改正案に対する賛否は、次のとおりいずれも賛成であり、利害関係者から出された意見・要望の概要及びこれに対する総務省の回答の概要は、別紙のとおりである。

| 利害関係者             | 賛 否 | 備 考  |
|-------------------|-----|------|
| 財団法人日本アマチュア無線振興協会 | 賛 成 | 要望あり |
| 財団法人日本無線協会        | 賛 成 | 要望あり |

## 第3 理由

本件は、これまで営利を目的とする者に認めていなかった無線従事者の養成課程の認定基準について、多種多様な営利企業の参入及び受講機会の拡大に資するよう、営利を目的とした者に対しても養成課程の実施を認めるため、無線従事者規則の一部を改正するものである。

今回の改正は、営利を目的とする者による養成課程の認定を可能とし、申請手続の合理化・簡略化を図るため、関係規定の整備を行うものであり、改正の必要性は認められる。

無線従事者規則の改正案では、無線従事者の養成課程の認定基準について、営利を目的とする者であっても認定を可能とするとともに講師の配置人員の要件を明確にすること、養成課程の認定の申請について記載事項の見直しを行うこと、同一の者が実施する二以上の養成課程について申請の手続の簡略化を可能とすること等を定めているが、これは規制緩和の推進並びに申請及び認定に係る事務の簡略化に資するものであり、改正内容は適当と認められる。

以上のほか、本件に係る関係省令の改正案は、利害関係者の意見も賛成であること、また、電波監理上も特段の支障はないことから、適当であると認められる。

## 別 紙

| 意見・要望の概要   | 総務省の回答の概要  |
|--|--|
| <p>○ 財団法人日本アマチュア無線振興協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 営利を目的とする新規参入者に対しては、無線従事者の養成課程が国家資格を与える権威あるものであることを十分認識させ、仮にも不適正な運営により、養成課程全体が世間にそのような目で見られないように、公正な審査・指導をお願いしたい。</li> <li>・ 従前から養成課程講習会を実施しており、現在の実施態様に対して総務省から改善措置を命じられていない認定施設者に対しては、新規参入者と同様の書類の提出を求めるのではなく、現在よりも簡素化を図っていただきたい。</li> <li>・ 各地方総合通信局への提出書類について、必要最小限のものとしていただきたい。</li> </ul> | <p>本件は、申請者が他の業務を行うことによって養成課程が不公正になるような場合は認定しないこととしており、養成課程の公正さを維持・確保するため、実施者と管理責任者の関係、試験問題の作成方針・管理方法、外部委託の方法等の審査を行うこととする。</p> <p>また、認定条件の維持確保については、必要に応じ実施者からの報告を求め、実地調査を行い、その実情を把握することにより、不適正な運営が行われないよう指導してまいりたい。</p> <p>本件により、過去に申請した申請書と同様の内容により申請する場合は、共通する事項について記載省略することを可能となるよう措置することとしていることからより簡素化が図られることとなる。</p> <p>必要以上の書類等を求めることがないよう対処してまいりたい。</p> |
| <p>○ 財団法人日本無線協会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養成課程は国家試験に代替するものであることから、適正な養成課程の実施が確保されるように取り計らわれたい。</li> <li>・ 本件改正案において、養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行っている場合に、その業務を行うことによって養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであることとの規定があるが、さまざまな状況があることを踏まえ、審査基準等により申請者が悩まないよう具体的に示してもらいたい。</li> </ul>   | <p>法令にのっとり、適正な養成課程の実施が確保されるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>申請ごとに異なる対応をすることのないよう電波法関係審査基準の整備を行うこととしたい。</p>   |